

相談者（Aさん）福祉課に勤めているAとい
います。最近住民から、成年後見制度を利用
したいのに制度がよく解らないという話を耳
にすることがありました。

弁護士 高齢者社会が進んでいますので、高
齢者を保護しつつ、その自立のバックアップ
していくことは重要な社会課題です。平成一
一年に成年後見に関する諸制度が整備されて
制度の利用も進んでいます。今日は中心的な
いくつかの制度について紹介しましょう。

Aさん お年寄りの認知症（痴呆）などの障
害にも、判断する能力が全くない場合から、
ほとんどあるが不十分な場合という具合にい
ろいろな程度がありますが、程度によって使
う制度が違うのでしょうか。

弁護士 そのとおりです。民法では判断能力
の三つの段階によって分けています。一つ目
が「後見」で、ほとんど判断能力の無い人を
対象としています（民法七条）。この場合家
庭裁判所から選任された後見人が本人の財産
に関する全ての法律行為を本人に代わって行
います。また本人が自ら行ってしまった法律
行為につき、日常の範囲のものを除いて取消
することができません。二つ目が「保佐」で、簡
単なことは判断することができるが、重要な
事柄の判断ができない人を対象にしています
（民法二一条）。保佐の場合には法律上の重要

れることなるのですか。

弁護士 かつての禁治産制度では、配偶者が
いる場合はその配偶者が後見人になると規定
されていました。しかしながら、新しい制度
の下では家庭裁判所が個々の事情に応じて職
権で適任者を選任することになりました。従っ
て当然に妻が選任されるということではなく
りました。従来は夫婦関係の問題がなく、現
実にも妻が介護をしているような場合は妻が
後見人に選任されるケースが多いと思います。
Aさん 妻が当然には選任されないケースと
して、どのような場合があるのですか。そし
てその場合はどのような人が後見人に選任さ
れるのですか。

弁護士 例えば、夫婦関係が破綻していて現
実にも妻が介護をしていないケースが挙げら
れます。また、本人の財産をめぐって妻と子
ども達との間に熾烈な争いが生じている場合
も同様でしょう。このような場合、親族間に
周りから信頼されている人がいる場合にはそ
の方が選任されることもあります。公正中
立な第三者ということで、利害関係のない弁
護士が選任されることも多くなっています。
先日私も夫婦関係の問題がある事案で、夫の
後見人に選任されました。

Aさん 成年後見人の役割はどのようなこと
なのでしょうか。

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第28回

成年後見制度の利用

な行為については保佐人の同意を必要として
いて、それが無かった場合には取消ができま
す。また家庭裁判所が保佐人に一定の代理権
を与えることも認められています。

Aさん 今、先生が説明して下さいました「後見
と「保佐」は従来の禁治産と準禁治産に当た



弁護士 財産の管理と身上監護に関する職務
に分けられます。前者は預貯金等資産の管理
収入・支出の管理、税務処理等が含まれます。
また後者の身上監護とは本人の生活・医療・
介護・福祉といった身の回りの事柄に目を配っ
て本人を保護・支援することを意味しますが、
職務としては医療や介護に関する契約等の法
律行為に限定され、現実の介護行為は含まれ
ません。なお、後見人は行った事務内容を報
告するなどして、家庭裁判所の監督を受ける
こととなります。

Aさん 後見や保佐が開始されるためには、手
専門医の鑑定が必要だと聞いたのですが、手

るものなのですね。

弁護士 そのように考えて結構です。先ほど
三つの段階があると言いましたが、保佐の場
合よりも判断能力が高く、大体のことは自分
で判断できるが、難しい事柄の判断ができな
い人を対象としたのが「補助」の制度です
（民法一五条）。補助の場合は特定の法律行為
について補助人に同意・取消権を与えて本人
の保護を図っています。

Aさん 夫が高度の認知症で判断能力が全く
なくなってしまう場合、後見人を選任して
もらうために誰が申立手続をすることになる
のですか。

弁護士 後見人を選任してもらうためには、
家庭裁判所に対して後見開始の申立をする必
要があります。申立権者は民法七条で本人、
配偶者、四親等内の親族とされています。ま
た、老人福祉法等により市町村長にも申立権
が付与されています。これは市町村長が成年
後見制度の対象である認知症等の高齢者に対
して各種の福祉サービスを行い、その状況を
的確に把握していることが多いというのが理
由です。但し、市町村長が申立をできるのは、
「その福祉を図るため、特に必要があると認
めるとき」に限定されています。

Aさん 先ほどの夫のための後見開始申立を
妻が行った場合、後見人には当然妻が選任さ
れるのでしょうか。

弁護士 後見や保佐が開始されるためには本
人の判断能力の程度を医学的に判定する必要
があり、実務的にも医師による鑑定が実施さ
れています。もともと認知症等によって福祉
施設に入居していれば、主治医がいるはずで
すので主治医に鑑定してもらうことも可能で
す。そうすれば時間的にも早く、低い費用で
手続が進められます。一般的には鑑定費用は
一〇万円程度のようなです。

Aさん 申立を行ってから後見が開始される
まで、どれくらいの時間を要するのですか。
また、申立は弁護士さんに依頼することにな
るのですか。

弁護士 審理期間は個々の事案で異なり一概
には言えませんが、本人の事情聴取、後見人
候補者の適性調査、鑑定手続等が行われるわ
けですから、三ヶ月から四ヶ月位かかるのが
一般的だと思います。申立は弁護士を頼まな
くても、家庭裁判所に行けば一般の方でも簡
単に手続を行うことができます。

◎執筆 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人社協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員